

議案第 103 号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

[改正理由]

建築基準法が一部改正され、建築確認及び各種検査の対象となる建築物の規模等の基準が見直されるとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律が一部改正され、建築物の新築又は増改築において建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられること等に伴い、これらの事務に係る手数料を定める等のため改正する。

[内 容]

1 建築基準法の一部改正に伴う措置

(1) 建築確認の申請に係る審査手数料の引上げ（第5条関係）

建築確認の申請に対する審査における床面積の合計の区分を次のように細分化するとともに、審査手数料の額を次のように引き上げることとする。

改 正 後		改 正 前	
床面積の合計	金 額	床面積の合計	金 額
30 ㎡以内のもの	15,000円	30 ㎡以内のもの	10,000円
30 ㎡を超え 100 ㎡以内のもの	28,000円	30 ㎡を超え 100 ㎡以内のもの	18,000円
100 ㎡を超え 200 ㎡以内のもの	43,000円	100 ㎡を超え 200 ㎡以内のもの	28,000円
200 ㎡を超え 300 ㎡以内のもの	48,000円	200 ㎡を超え 500 ㎡以内のもの	36,000円
300 ㎡を超え 500 ㎡以内のもの	55,000円		

(2) 完了検査の申請に係る検査手数料の引上げ等（第6条関係）

ア 建築物に関する完了検査の申請に対する検査における床面積の合計の区分を次のように細分化するとともに、検査手数料の額を次のように引き上げることとする。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

床面積の合計	金 額	床面積の合計	金 額
30 m ² 以内のもの	24,000円	30 m ² 以内のもの	16,000円
30 m ² を超え 100 m ² 以内のもの	30,000円	30 m ² を超え 100 m ² 以内のもの	19,000円
100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	39,000円	100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	25,000円
200 m ² を超え 300 m ² 以内のもの	44,000円	200 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	34,000円
300 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	53,000円		

イ 住宅の建築物エネルギー消費性能基準に関する完了検査の申請に係る検査手数料を次のように定めることとする。

(ア) 一戸建ての住宅 14,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る住宅部分

住宅部分の床面積の合計	金 額
300 m ² 未満のもの	21,000円
300 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	35,000円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満のもの	67,000円
5,000 m ² 以上のもの	100,000円

(3) 減額して定める完了検査の申請に係る検査手数料の引上げ（第7条関係）

中間検査を受けた建築物に関する完了検査の申請に対する検査における床面積の合計の区分を次のように細分化するとともに、減額して定める検査手数料の額を次のように引き上げることとする。

改 正 後		改 正 前	
床面積の合計	金 額	床面積の合計	金 額
30 m ² 以内のもの	23,000円	30 m ² 以内のもの	15,000円
30 m ² を超え 100 m ² 以内のもの	29,000円	30 m ² を超え 100 m ² 以内のもの	18,000円

100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	38,000円	100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	24,000円
200 m ² を超え 300 m ² 以内のもの	42,000円	200 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	31,000円
300 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	49,000円		

(4) 中間検査の申請に係る検査手数料の引上げ（第8条関係）

中間検査の申請に対する検査における床面積の合計の区分を次のように細分化するとともに、検査手数料の額を次のように引き上げることとする。

改正後		改正前	
床面積の合計	金額	床面積の合計	金額
30 m ² 以内のもの	24,000円	30 m ² 以内のもの	15,000円
30 m ² を超え 100 m ² 以内のもの	28,000円	30 m ² を超え 100 m ² 以内のもの	18,000円
100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	37,000円	100 m ² を超え 200 m ² 以内のもの	23,000円
200 m ² を超え 300 m ² 以内のもの	42,000円	200 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	32,000円
300 m ² を超え 500 m ² 以内のもの	50,000円		

(5) 建築基準法の一部改正に伴う規定の整備（第6条～第9条関係）

建築基準法の条項に移動が生じたことに伴い、当該移動が生じた条項を引用する規定を整備することとする。

2 建築基準法に基づく事務に係る手数料の免除の要件の緩和（第10条関係）

建築基準法に基づく事務に係る手数料の免除の要件を次のように緩和することとする。

改正後	改正前
市長が認める災害の被災者が自ら居住	市長が認める災害の被災者が自ら居住

するために建築し、若しくは大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする住宅（その建築設備を含む。）又は自ら居住する住宅の敷地を造成するための擁壁で、その災害が発生した日から2年以内に確認、認定又は許可の申請をした場合	するために建築する住宅で、その災害が発生した日から6月以内に確認の申請をした場合
---	---

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正等に伴う措置

(1) 住宅のエネルギー消費性能に係る算定方法における仕様・計算併用法の新設に伴う審査手数料の設定

ア 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る審査手数料の設定（第20条関係）

低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る仕様・計算併用法による審査の手数を次のように定めることとする。

(ア) 一戸建ての住宅

床面積の合計	金 額
200㎡未満のもの	25,000円
200㎡以上のもの	28,000円

(イ) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る住宅部分

住宅部分の床面積の合計	金 額
300㎡未満のもの	51,000円
300㎡以上2,000㎡未満のもの	86,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	150,000円
5,000㎡以上のもの	220,000円

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査手数料の設定（第23条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る仕様・計算併用法による審査の手数を次のように定めることとする。

(7) 一戸建ての住宅

床面積の合計	金 額
2 0 0 m ² 未満のもの	2 5 , 0 0 0 円
2 0 0 m ² 以上のもの	2 8 , 0 0 0 円

(i) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る住宅部分

住宅部分の床面積の合計	金 額
3 0 0 m ² 未満のもの	5 1 , 0 0 0 円
3 0 0 m ² 以上 2 , 0 0 0 m ² 未満のもの	8 6 , 0 0 0 円
2 , 0 0 0 m ² 以上 5 , 0 0 0 m ² 未満のもの	1 5 0 , 0 0 0 円
5 , 0 0 0 m ² 以上のもの	2 2 0 , 0 0 0 円

(2) 建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定の義務付けに伴う手数料の設定（第 2 3 条関係）

建築物のうち、住宅の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料を次のように定めることとする。

ア 一戸建ての住宅

(7) 仕様基準により判定するもの

床面積の合計	金 額
2 0 0 m ² 未満のもの	1 7 , 0 0 0 円
2 0 0 m ² 以上のもの	1 9 , 0 0 0 円

(i) 仕様・計算併用法により判定するもの

床面積の合計	金 額
2 0 0 m ² 未満のもの	2 5 , 0 0 0 円
2 0 0 m ² 以上のもの	2 8 , 0 0 0 円

(v) (7) 又は (i) 以外の方法により判定するもの

床面積の合計	金 額
2 0 0 m ² 未満のもの	3 4 , 0 0 0 円
2 0 0 m ² 以上のもの	3 8 , 0 0 0 円

イ 一戸建ての住宅以外の建築物に係る住宅部分

(ア) 仕様基準により判定するもの

住宅部分の床面積の合計	金 額
3 0 0 m ² 未満のもの	3 3 , 0 0 0 円
3 0 0 m ² 以上 2 , 0 0 0 m ² 未満のもの	5 7 , 0 0 0 円
2 , 0 0 0 m ² 以上 5 , 0 0 0 m ² 未満のもの	1 0 0 , 0 0 0 円
5 , 0 0 0 m ² 以上のもの	1 6 0 , 0 0 0 円

(イ) 仕様・計算併用法により判定するもの

住宅部分の床面積の合計	金 額
3 0 0 m ² 未満のもの	5 1 , 0 0 0 円
3 0 0 m ² 以上 2 , 0 0 0 m ² 未満のもの	8 6 , 0 0 0 円
2 , 0 0 0 m ² 以上 5 , 0 0 0 m ² 未満のもの	1 5 0 , 0 0 0 円
5 , 0 0 0 m ² 以上のもの	2 2 0 , 0 0 0 円

(ウ) (ア)又は(イ)以外の方法により判定するもの

住宅部分の床面積の合計	金 額
3 0 0 m ² 未満のもの	6 9 , 0 0 0 円
3 0 0 m ² 以上 2 , 0 0 0 m ² 未満のもの	1 2 0 , 0 0 0 円
2 , 0 0 0 m ² 以上 5 , 0 0 0 m ² 未満のもの	2 0 0 , 0 0 0 円
5 , 0 0 0 m ² 以上のもの	2 8 0 , 0 0 0 円

(3) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る審査手数料の廃止（第23条関係）

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定制度が廃止されることに伴い、当該認定に係る審査手数料を廃止することとする。

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正に伴う規定の整備（第6条、第20条及び第23条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

4 その他

規定を整備することとする。

[適用]

- 1 建築基準法の一部改正に伴う規定の整備
公布の日
- 2 上記以外

令和 7 年 4 月 1 日